

かがわ子育てステーション登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭等（子ども（主に未就学児）とその保護者、妊産婦等）に対する相談、援助等のサポートをするための取組みを実施することにより、地域全体で子育て家庭等の不安感・負担感を緩和することを目的として、かがわ子育てステーションの登録事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) かがわ子育てステーション

子育て家庭等が気軽に立ち寄ることができる子育てに関する施設等で、次に掲げる①から③までの全ての機能を有し、開所曜日、開所時間及び開所場所を予め設定のうえ、定期的に開所している施設等をいう。

ただし、遊興飲食をさせる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。

- ①子育てに関する相談、援助の実施
- ②地域の子育てに関する情報の提供
- ③子育て家庭等の交流の場の提供や交流の促進

(2) 子育てに関する施設等

地域子育て支援拠点等の地域子ども・子育て支援事業や教育・保育・福祉施設など、幅広く子育てに関する支援を行っている施設又は場所をいう。

(3) 登録ステッカー

子育てに関する施設等が「かがわ子育てステーション」として登録を受けていることを表示するために、県がロゴマークを用いて作成するものをいう。

(普及啓発)

第3条 県は、かがわ子育てステーションの趣旨を市町及び県民等に周知し、事業が円滑に進むように努めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 登録ステッカーを作成すること。
- (2) 広報媒体等を活用し、本事業について広く情報提供を行うこと。
- (3) 県内市町、子育てに関する施設等に対し、本事業への協力を依頼すること。
- (4) 本事業全般の運営及び見直しに関すること。
- (5) その他本事業を推進するために必要なことを行うこと。

(申込み及び登録)

第4条 かがわ子育てステーションの登録を受けようとする子育てに関する施設等を設置・運営する者は、「かがわ子育てステーション登録申請書」(第1号様式)により、県に申し込むものとする。

2 県は、前項の規定による申込みを受けたときは、内容を確認し、これを登録するものとする。

3 県は、登録後、申請者に対し、登録ステッカーを配布するとともに、ホームページ等でかがわ子育てステーションの情報を周知する。

4 登録を受けた子育てに関する施設等は、子育て家庭等への対応に十分配慮するとともに、本事業において知り得た個人情報について、本事業以外に用いてはならない。

(登録ステッカーの取扱い)

第5条 登録を受けた子育てに関する施設等は、登録ステッカーの取扱いについて、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 利用者が見やすい場所・位置に掲示すること。

(2) 登録を廃止するときは、廃止の日以後、登録ステッカーを使用・掲示してはならない。

(変更の届出)

第6条 登録を受けた子育てに関する施設等を設置・運営する者は、第4条第1項の登録の内容に変更が生じるときは、変更しようとする概ね1か月前までに、「かがわ子育てステーション変更届出書」(第2号様式)により、県に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第7条 登録を受けた子育てに関する施設等を設置・運営する者は、登録を廃止しようとするときは、廃止しようとする概ね1か月前までに、「かがわ子育てステーション廃止届出書」(第3号様式)により、県に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 県は、登録を行った子育てに関する施設等を設置、運営する者又は子育てに関する施設等が法令に違反したとき、その他「かがわ子育てステーション」として適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。